

文京区旅館業の営業種別等の改正内容について

1 改正の趣旨

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正する。

2 改正概要（文京区旅館業法施行条例）

ア ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業へ統合されることに伴い、それぞれの施設の構造設備の基準を統合する。

イ 簡易宿所営業の施設については、宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントの設置を引き続き義務付ける。

ウ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

4 その他

別紙のとおり

旅館業法及び同法政省令等の改正について（主な内容）

【改正旅館業法】

- ホテル営業及び旅館営業の**営業種別**を「**旅館・ホテル営業**」に統合。
- 無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査の創設**。
- 無許可営業者に対する緊急命令（営業停止命令・措置命令）の創設**
- 罰金の上限引き上げ**
 - ・無許可営業：3万円→100万円
 - ・その他旅館業法違反：2万円→50万円

※平成29年12月15日公布

改正旅館業法は、**本年6月15日施行**

【旅館業法施行令】

- 最低客室数**（ホテル営業：10室、旅館営業：5室）を**廃止**。
- 洋室の構造設備の要件の廃止**
- 1客室の最低床面積**（ホテル営業：洋式客室9m²以上、旅館営業：和式客室7m²以上）を**7m²以上（寝台を置く客室にあっては9m²以上）**とする。
- 旅館・ホテル営業の玄関帳場等の基準の緩和**
 - ・厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ICT設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認める。

⇒ ただし、文京区における簡易宿所営業の施設については、宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントの設置を引き続き義務付ける。

- 便所の設備基準の緩和**
 - ・適当な数の便所を有すること。

改正政令は、本年1月31日公布、6月15日施行

【旅館業法施行規則】

- 宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じ、3年間保存すること**。
- 宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかに備えること**。
- 旅館・ホテル営業施設の玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を規定**。
 - ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること
 - ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備であること。

改正省令は、本年1月31日公布、6月15日施行